

議案第 6 号

京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 1 年 2 月 1 3 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

提案理由

職員の勤務時間及び休憩時間を改定する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成  
19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第5条第1項中「45分」を「1時間」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。